

新型コロナウイルス感染症 感染症法上の位置づけ見直しに伴う 宿泊療養・自宅療養による入院給付金等のお取扱い終了について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

メディケア生命では、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払いの対象とする特別取扱い（以下「みなし入院」）を実施しています。2022年9月26日以降は重症化リスクの高い方の宿泊療養・自宅療養を「みなし入院」による入院給付金のお支払いの対象としています。

今般、2023年1月27日付新型コロナウイルス対策本部決定により、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から感染症法上の「五類感染症」に位置づける、との方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。こうした状況を踏まえ、**2023年5月8日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いについて、その取扱いを終了することとします。**^{※1}

※1 今後特段の事情により、2023年5月8日までに政府が上記の方針を見直し、本内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします

なお、2023年5月7日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、これまで通りの対応を継続します（ご請求の時期が2023年5月8日（月）以降であってもお支払いの対象です）。

■「みなし入院」のご請求に関する留意事項

- ・みなし入院のご請求書類として利用いただいている「My HER-SYS 画面での療養証明」に関して、厚生労働省から、機能の利用は2023年9月末まで可能と公表されております（10月以降は追って示すとされています）。
- ・5月7日までに陽性と診断された重症化リスクの高い方については、10月以降も所定の代替書類等^{※2}での請求は可能ですが、「My HER-SYS 画面での療養証明」にて請求される場合、お早めにご請求いただくようお願いいたします。

※2 所定の代替書類は「[新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のお取扱いについて](#)」の■お手続きに必要な証明書等をご確認ください。

■「みなし入院」の取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

2020年当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院ひっ迫等の事情により、ご入院できない状況が発生したことを受けて、宿泊施設や自宅での療養についても、「入院と同等に取り扱う（みなす）特別取扱い」を開始しました。

2022年9月26日からは、政府による新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲の見直し内容等を踏まえ、重症化リスクの高い方を「みなし入院」による入院給付金のお支払いの対象とする見直しを行いました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「五類感染症」に位置づける、との方針が政府から示されたことで、2023年5月8日（月）からは季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている感染症法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。これにより、自宅での療養等を「入院と同等とみなす」ことが出来なくなったことから、この取扱いを終了することとします。

○新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金のお支払範囲

ケース ※右記の日付は陽性診断日		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ~2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○ お支払いの対象	○ お支払いの対象	○ お支払いの対象
宿泊療養・自宅療養 された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの 高い方 ^{※3}	○ お支払いの対象	○ お支払いの対象	× お支払いの対象外
	上記以外の方	○ お支払いの対象	× お支払いの対象外	× お支払いの対象外

※3「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

■特別条件付契約の取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

特別条件付契約について、約款改定を行い、新型コロナウイルス感染症を原因として給付金等の支払理由に該当した場合には、特定部位不支払方法、保険金削減支払方法、特定高度障害状態不支払方法を適用せず、お支払いの対象としておりました。

今般、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「五類感染症」へ位置づけが変更されることにより、「指定感染症・一類～三類感染症・新型インフルエンザ等感染症」のいずれかに該当している間は、特別条件を適用せずに給付金等をお支払いすることとなる約款に定める感染症の対象外となります。したがって、今後は特別条件付契約において、特別条件が適用されることとなります。

約款

別表 6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
(途中省略)	
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りませう。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。)である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 7 項第 3 号または第 8 項の疾病に該当している期間中に限り、「感染症」に含めませう。

以上